

こうこうせい こうとうせんもんがっこうせいとう 第5編 高校生・高等専門学校生等のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
生活保護法による高校就学扶助	支給	生活保護法による被保護世帯の子	府保健所、各市福祉事務所	43
府立高等学校授業料減免	免除	次のいずれかに該当する者で、かつ、修学意欲がおう盛であるもの 1 保護者が生活保護法による保護を受けている者 2 経済的事情により、授業料の納入が困難な者又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者 3 災害により著しく生活が困難になった者 4 前3号に掲げるもののほか、教育上特に免除する必要があると認められる者	府立高等学校	44
高等学校奨学金	支給	京都府内の区域内(京都市を除く。)に居住する者で、次のいずれかに該当する者 1 生活保護法による被保護世帯の子(私立高等学校(通信制を除く)に修学する者に限る) 2 市町村民税非課税世帯の子で、以下の世帯に属する者 (1)母子世帯 (2)父子世帯 (3)児童世帯 (4)障害者世帯 (5)長期療養者世帯 (6)知事が特別に認めた(1)～(5)に準ずる世帯	府保健所、府広域振興局	45
京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減補助金	支給	次のいずれにも該当する者 1 京都府内の私立高等学校(全日制、定時制、通信制)に当該年度の10月1日現在在籍している者 2 学費負担者が京都府内に居住し、市(町・村)民税・府民税の課税総所得金額が7,110千円以下である者	私立高等学校	46
過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助金	支給	次の全てに該当する者 1 通学費負担者が京都府内に居住し、生徒が府内の公立高校又は私立高校に通学する者 2 通学費負担者の前年の所得金額が所得基準額に満たない者 3 生徒の交通機関利用距離が片道15km以上で、かつ1箇月の定期券購入費が22,100円を超える者	高等学校	47
母子家庭奨学金等	支給	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者 ・高校生(専修学校の高等課程に在籍する者を含む)	府保健所	48

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
交通遺児奨学金等	支給	府内(京都市含む。)に居住する交通事故により親等を失った高校生等	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局	49
私立高等専修学校生徒奨学補助金	支給	次のいずれにも該当する者 1 京都府内の私立高等専修学校(修業年限が3年以上の高等課程)に当該年度の10月1日現在在籍する者 2 学費負担者が京都府内に居住し、課税総所得額が7,110千円以下である者	私立高等専修学校	50
定時制及び通信制課程教科書給与	給与	府立高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学する生徒で、次の要件のいずれかに該当する者 1 有識生徒で給与(補助)を希望する者 2 有職生徒以外の生徒のうち、求職中の者や病気等により職に就けない者等で給与(補助)を希望する者	各定時制・通信制課程設置府立高等学校	51
定時制及び通信制課程修学奨励金	貸与(無利子)	府内の公立・私立の高等学校の定時制課程及び通信制課程又は府内に住所を有し、他府県の広域通信制課程に学ぶ生徒で、次の要件のいずれにも該当する者 1 経済的理由により著しく修学が困難な者 2 経済的収入を得る職業に就いている者又はこれと同様の状態にある者 3 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない者	各定時制・通信制課程設置高等学校	52
母子福祉資金貸付金	貸付	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、現に児童を扶養している者	府保健所	53
生活福祉資金貸付金(修学資金)	貸付	低所得世帯(生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯)	市区町村社会福祉協議会(民生委員)	54
高校生等修学支援事業(修学金)	貸与(無利子)	①高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)の生徒 ②生活保護基準の1.5倍以下	府教育庁指導部高校教育課府文化環境部文教課	55
	利子補給	①高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)の生徒の保護者		
		②上記②基準を超える世帯の主たる生計維持者の年収が旧日本育英会所得基準以下		
高校生等修学支援事業(修学支度金)	貸与(無利子)	①高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)の生徒 ②高等学校等修学金貸与者で主たる生計維持者の年収150万円未満	府教育庁指導部高校教育課府文化環境部文教課	56
	利子補給	①上記①の保護者 ②上記②の保護者で主たる生計維持者の年収150万円以上		
独立行政法人日本学生支援機構奨学金	貸与(無利子)	高等専門学校に在学する学生で、校長の推薦により採用された者	予約採用：在学している中学校 在学採用：在学している高等専門学校	57

【高校生のために】

よび名（生活保護法による高校就学扶助）

事業名	生活保護法による高校就学扶助																									
事業主体	京都府・市																									
趣旨・目的	生活保護法による被保護世帯の子に対して、高等学校就学に要する入学準備金、学用品費等を支給することにより、世帯の自立更生を図る。																									
貸与・支給	支給																									
対象者	生活保護法による被保護世帯の子																									
支給額	<p>【高校就学費用の給付内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費目</th> <th style="text-align: center;">主な内容</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td> <td>学用品費、通学用品費等</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>受験料・入学金</td> <td>入学考査料・入学金</td> <td>公立高校相当額</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>授業料 (府立高校は減免制度を利用)</td> <td>公立高校相当額</td> </tr> <tr> <td>入学準備金</td> <td>制服、カバン、靴等</td> <td>61,400円以内</td> </tr> <tr> <td>学級費</td> <td>学級費、生徒会費</td> <td>1,780円以内</td> </tr> <tr> <td>通学費</td> <td>通学のための交通費</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>教材費</td> <td>教科書、副読本的図書等</td> <td>実費支給</td> </tr> </tbody> </table>		費目	主な内容	基準額	基本額	学用品費、通学用品費等	5,300円	受験料・入学金	入学考査料・入学金	公立高校相当額	授業料	授業料 (府立高校は減免制度を利用)	公立高校相当額	入学準備金	制服、カバン、靴等	61,400円以内	学級費	学級費、生徒会費	1,780円以内	通学費	通学のための交通費	実費支給	教材費	教科書、副読本的図書等	実費支給
費目	主な内容	基準額																								
基本額	学用品費、通学用品費等	5,300円																								
受験料・入学金	入学考査料・入学金	公立高校相当額																								
授業料	授業料 (府立高校は減免制度を利用)	公立高校相当額																								
入学準備金	制服、カバン、靴等	61,400円以内																								
学級費	学級費、生徒会費	1,780円以内																								
通学費	通学のための交通費	実費支給																								
教材費	教科書、副読本的図書等	実費支給																								
申請時期	各福祉事務所等が設定																									
申請書類	各福祉事務所等が定める様式																									
支給時期	各福祉事務所等が設定																									
申し込み先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、各市福祉事務所にお問い合わせください。																									
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）																									
備考																										

【高校生のために】

ふ りつ こう とう がっ こう じゅ ぎょうりょう げん めん
よび名（府立高等学校授業料減免）

じ ぎょう めい 事 業 名	府立高等学校授業料減免措置
じ ぎょう しゅ たい 事 業 主 体	京都府教育委員会
しゅ し もく てき 趣 旨 ・ 目 的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、府立高等学校に在学する生徒の修学を援助する。
たい よ し きゅう 貸 与 ・ 支 給	免 除
たい しょう しゃ 対 象 者	次のいずれかに該当する者で、かつ、修学意欲がおう盛であるもの 1 保護者が生活保護法による保護を受けている者 2 経済的事情により、授業料の納入が困難な者又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者 3 災害により著しく生活が困難になった者 4 前3号に掲げるもののほか、教育上特に免除する必要があると認められる者
めん じょ がく 免 除 額	(全日制)年間 平成18～19年度入学生 115,200円 平成20年度入学生 118,800円 (定時制)年間 平成17～19年度入学生 14,400円 平成20年度入学生 15,000円
しん せい じ き 申 請 時 期	一次申請:4月中旬(生活保護受給世帯のみ) 二次申請:6月中旬(以降は随時受付)
しん せい しょ るい 申 請 書 類	申請書・所得に関する証明書 等
へい きゅう 併 給	高等学校修学援護事業「高等学校奨学金(市町村民税非課税世帯)」の受給者は対象になりません。
もうし こみ さき 申 込 先	府立高等学校
たん とう か 担 当 課	教育庁指導部高校教育課(TEL 075-414-5849)
び こう 備 考	

【高校生・高等専門学校生等のために】

こうとう がっ こう しょう がく きん
よび名（高等学校奨学金）

事業名	高等学校修学援護事業																						
事業主体	京都府																						
趣旨・目的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の子の高等学校への進学を促進するとともに、世帯の自立助長を図る。																						
貸与・支給	支給																						
対象者	京都府内の区域内（京都市を除く。）に居住する者で、次のいずれかに該当する者 1 生活保護法による被保護世帯の子（私立高等学校（通信制を除く）に修学する者に限る） 2 市町村民税非課税世帯の子で、以下の世帯に属する者 （1）母子世帯 （2）父子世帯 （3）児童世帯 （4）障害者世帯 （5）長期療養者世帯 （6）知事が特別に認めた（1）～（5）に準ずる世帯 （注）（1）（2）（3）については、世帯員の年齢要件があります。（4）については、障害の程度要件があります。																						
支給額	〔生活保護世帯の子〕																						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>奨学金</td> <td>入学支度金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>全日制</td> <td>月19,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>月10,000円</td> <td>69,000円</td> </tr> </table>			奨学金	入学支度金	私立	全日制	月19,000円	110,000円	定時制	月10,000円	69,000円											
		奨学金	入学支度金																				
私立	全日制	月19,000円	110,000円																				
	定時制	月10,000円	69,000円																				
支給額	〔市町村民税非課税世帯の子〕																						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>奨学金</td> <td>入学支度金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国公立</td> <td rowspan="2">全日制・定時制 高専</td> <td>月14,000円</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>月16,000円</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td rowspan="2">全日制 定時制</td> <td>月33,000円</td> <td>178,000円</td> </tr> <tr> <td>月24,000円</td> <td>137,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">通信制</td> <td>月9,000円</td> <td>45,000円</td> </tr> </table>			奨学金	入学支度金	国公立	全日制・定時制 高専	月14,000円	63,000円	月16,000円	63,000円	私立	全日制 定時制	月33,000円	178,000円	月24,000円	137,000円	通信制		月9,000円	45,000円		
			奨学金	入学支度金																			
	国公立	全日制・定時制 高専	月14,000円	63,000円																			
月16,000円			63,000円																				
私立	全日制 定時制	月33,000円	178,000円																				
		月24,000円	137,000円																				
通信制		月9,000円	45,000円																				
申請時期	〔生活保護世帯の子〕 第1次申請：2月 以降は随時 〔市町村民税非課税世帯の子〕 第1次申請（新1年生のみ）：2月 第2次申請：6月 以降は随時																						
申請書類	〔生活保護世帯の子〕 支給申請書、在学証明書、生活保護受給証明書等 〔市町村民税非課税世帯の子〕 支給申請書、在学証明書、市町村民税非課税証明書 身体障害者世帯にあつては、身体障害者手帳の写し又は年金証書の写し 長期療養者世帯にあつては、医師の診断書等																						
支給時期	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>生活保護世帯の子</td> <td>市町村民税非課税世帯の子</td> </tr> <tr> <td>第1期分（4月から7月まで）</td> <td>4月</td> <td>4月又は7月</td> </tr> <tr> <td>第2期分（8月から11月まで）</td> <td>8月</td> <td>8月</td> </tr> <tr> <td>第3期分（12月から3月まで）</td> <td>12月</td> <td>12月</td> </tr> </table>				生活保護世帯の子	市町村民税非課税世帯の子	第1期分（4月から7月まで）	4月	4月又は7月	第2期分（8月から11月まで）	8月	8月	第3期分（12月から3月まで）	12月	12月								
	生活保護世帯の子	市町村民税非課税世帯の子																					
第1期分（4月から7月まで）	4月	4月又は7月																					
第2期分（8月から11月まで）	8月	8月																					
第3期分（12月から3月まで）	12月	12月																					
併給	○次の給付等を受ける場合は、支給額を調整（減額）することがある。 母子家庭奨学金、交通遺児奨学金 府立高等学校授業料減免（市町村民税非課税世帯の子のみ）、 府立高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金（市町村民税非課税世帯の子のみ）																						
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、府広域振興局にお問い合わせください。																						
担当課	健康福祉部福祉・援護課（TEL 075-414-4557・4558）																						
備考																							

【私立高校生のために】

よび名 (京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学 費軽減補助金)

し ぎょう めい 事 業 名	京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減補助金
し ぎょう しゅ たい 事 業 主 体	京都府
しゅ し もく てき 趣 旨 ・ 目 的	京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学費負担者の教育費負担を軽減する。
たい よ し きゅう 貸 与 ・ 支 給	支 給
たい しょう しゃ 対 象 者	次のいずれにも該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 1 京都府内の私立高等学校（全日制、定時制、通信制）に当該年度の10月1日現在在籍している者 2 学費負担者が京都府内に居住し、市（町・村）民税・府民税の課税総所得金額が7,110千円以下である者
し きゅう がく 支 給 額	年間 48,000円（通信制17,000円） ただし、学校へ実際に支払う授業料の年額から京都府立高等学校授業料年額相当額を差し引いた額が48,000円（通信制17,000円）未満の場合は、その差額
しん せい じ き 申 請 時 期	9月～10月頃
しん せい しよ るい 申 請 書 類	申請書、所得を証明する書類
し きゅう じ き 支 給 時 期	12月～翌年1月頃
へい 併	給
もうし こみ さき 申 込 先	私立高等学校
たん どう か 担 当 課	文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）
び 備 考	平成20年度については、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県及び福井県の私立高等学校（全日制、定時制）の第2学年又は第3学年に平成20年10月1日現在在籍している者に対しても京都府内の私立高等学校在籍者と同様に支給。

【高校生のために】

よび名 (過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助金)

事業名	過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助事業
事業主体	京都府教育委員会（公立高校）・京都府（私立高校）
趣旨・目的	過疎地域等から通学する高等学校生徒の通学に要する経費の保護者負担を軽減し、もって教育の機会均等を図る。
貸与・支給	支給
対象者	次の全てに該当する者 1 通学費負担者が京都府内に居住し、生徒が府内の公立高校又は私立高校に通学する者 2 通学費負担者の前年の所得金額が所得基準額に満たない者 3 生徒の交通機関利用距離が片道15km以上で、かつ1箇月の定期券購入費が22,100円を超える者
支給額	1 該当者が1人の場合 $(1\text{箇月定期代}-22,100\text{円}) \times 1/2$ 2 該当者が2人の場合 1人分につき $(1\text{箇月定期代}-16,500\text{円}) \times 1/2$ ※ただし、2人の1箇月定期代合計額が55,400円未満の場合は、別途調整あり
申請時期	原則6～7月（年度途中で対象となった場合はその都度）
申請書類	申請書・所得に関する証明書
支給時期	9月及び2～3月に、それぞれの当該月分までを支給 ※年度途中の申請のときは、申請日の翌月分からの支給となる。
併給	制限なし
申込先	高等学校
担当課	公立高校：教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5849） 私立高校：文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）
備考	

【高校生・高等専門学校生等のために】

よび名（母子家庭奨学金等）

事業名	母子家庭奨学金等支給事業			
事業主体	京都府			
趣旨・目的	母子家庭の福祉を推進するため、教育又は養育に要する経費を支給する。			
貸与・支給	支 給			
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者 ・高校生（専修学校の高等課程に在籍する者を含む）			
支給額	奨学金 64,000円（年額） 高等学校入学支度金 35,000円（申請年度の4月1日において支給対象者であって、4月～5月に申請を行った者に限る。）			
申請時期 及び 支給時期	申請月	区 分	支給対象期間	支給日
	4～5月	申請年度の4月1日現在、支給対象者である者	当該年度4月～3月	8月末
		申請年度の4月2日以降、支給対象者である者	申請月の翌月～当該年度3月	
	6～2月	すべての申請者	申請月の翌月～当該年度3月	10月～3月
申請書類	○申請書 ○支給対象者であることの証明 ：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明（申請書中証明欄） 及び市町村長の証明（申請書中証明欄） ○在学証明 ：学校長の証明（申請書の証明欄または在学証明書）			
併給	次の制度との併給不可 ○高等学校奨学金等 ○交通遺児奨学金等			
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）			
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）			
備考	毎年度申請が必要です。			

【高校生・高等専門学校生等のために】

こ う つ う い し じ し ょ う が く き ん と う
よび名（交通遺児奨学金等）

事 業 名	交通遺児奨学金等支給事業
事 業 主 体	京都府
趣 旨 ・ 目 的	交通事故により親等を失った児童又は生徒に、精神的かつ経済的援助を与え、その健全な育成を図る。
貸 与 ・ 支 給	支 給
対 象 者	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った高校生等
支 給 額	奨 学 金 64,000円（年額） 高等学校入学支度金 35,000円
申 請 時 期	5月末日（以降は随時受付（ただし、翌年2月末日まで））
申 請 書 類	交通遺児奨学金等支給申請書
支 給 時 期	7月末日 （6月以降に申請の場合は、申請のあった日の属する月の翌月の末日）
併 給	母子家庭奨学金等、高等学校奨学金等及び高等学校等修学資金との併給は不可
申 込 先	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局
担 当 課	府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL 075-414-4367）
備 考	

【私立高等専修学校生のために】

よび名（私立高等専修学校生徒奨学補助金）

事業名	私立高等専修学校生徒奨学補助金
事業主体	京都府
趣旨・目的	私立高等専修学校に在籍する生徒の奨学と保護者の教育費負担の軽減を図る。
貸与・支給	支給
対象者	次のいずれにも該当する者 1 京都府内の私立高等専修学校（修業年限が3年以上の高等課程）に当該年度の10月1日現在在籍する者 2 学費負担者が京都府内に居住し、課税総所得額が7,110千円以下である者
支給額	年間18,000円
申請時期	9月～10月頃
申請書類	申請書、所得を証明する書類
支給時期	12月頃
併給	
申し込み先	私立高等専修学校
担当課	文化環境部文教課（TEL 075-414-4520）
備考	

【高校生のために】

よび名（定時制及び通信制課程教科書給与）

事業名	京都府立高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与（補助）事業
事業主体	京都府教育委員会
趣旨・目的	勤労青少年の高等学校定時制課程又は通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障する。
貸与・支給	給与
対象者	府立高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学する生徒で、次の要件のいずれかに該当する者 1 有職生徒で給与（補助）を希望する者 2 有職生徒以外の生徒のうち、求職中の者や病気等により職に就けない者等で給与（補助）を希望する者
内容	教科書（通信制課程は学習書を含む。）を無償給与
申請時期	4月（年度途中で対象となった場合はその都度）
申請書類	申請書・要件該当証明書
給与時期	4月 （年度途中で対象となった者には、原則9月又は3月に補助金交付）
併給	制限なし
申込先	各定時制・通信制課程設置府立高等学校
担当課	教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5849）
備考	

【高校生のために】

よび名（定時制及び通信制課程修学奨励金）

事業名	京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業																	
事業主体	京都府教育委員会（公立高校）・京都府（私立高校）																	
趣旨・目的	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障する。																	
貸与・支給	貸与（無利子）																	
対象者	府内の公立・私立の高等学校の定時制課程及び通信制課程又は府内に住所を有し、他府県の広域通信制課程に学ぶ生徒で、次の要件のいずれにも該当する者 1 経済的理由により著しく修学が困難な者 2 経済的収入を得る職業に就いている者又はこれと同様の状態にある者 3 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない者																	
貸与額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">課程</th> <th style="text-align: center;">定時制課程</th> <th style="text-align: center;">通信制課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学年(次)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1～4年(次)</td> <td style="text-align: center;">公立</td> <td style="text-align: center;">14,000円/月</td> <td style="text-align: center;">14,000円/月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">29,000円/月</td> <td style="text-align: center;">14,000円/月</td> </tr> </tbody> </table>			課程		定時制課程	通信制課程	学年(次)				1～4年(次)	公立	14,000円/月	14,000円/月	私立	29,000円/月	14,000円/月
課程		定時制課程	通信制課程															
学年(次)																		
1～4年(次)	公立	14,000円/月	14,000円/月															
	私立	29,000円/月	14,000円/月															
申請時期	原則4～6月（年度途中で対象となった場合はその都度）																	
申請書類	申請書・学校長の推薦書・所得に関する証明書・在職証明書又は雇用保険受給資格者証等・法定代理人の同意書（申請者が未成年の場合のみ）																	
支払時期	原則7月、11月、3月に当該月分までを貸与																	
連帯保証人	2名																	
併給	独立行政法人日本学生支援機構奨学金との併給不可																	
返済期間	貸与の取消等が生じた月の翌月から6箇月経過後、一括又は貸付期間に相当する期間内																	
返還免除	高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業したとき																	
申込先	各定時制・通信制課程設置高等学校																	
担当課	公立高校：教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5849） 私立高校：文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）																	
備考	高等学校在学中は返還が猶予されます。																	

【高校生・高等専門学校生等のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）

事業名	母子福祉資金貸付金							
事業主体	京都府							
趣旨・目的	母子家庭の児童が修学するために必要な資金について貸付を行い、修学を支援することにより児童の福祉を増進する。							
貸与・支給	貸付							
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって現に児童を扶養している者							
貸与額	修学資金（無利子貸付） 単位 円							
			学年別 (月額)	1年	2年	3年	4年	5年
	学校等種別							
	高専 等校 (高等 課程 校)	国公立	自宅通学	18,000以内	18,000以内	18,000以内		
			自宅外通学	23,000以内	23,000以内	23,000以内		
	学 校	私立	自宅通学	30,000以内	30,000以内	30,000以内		
			自宅外通学	35,000以内	35,000以内	35,000以内		
	高等 専門 学校	国公立	自宅通学	21,000以内	21,000以内	21,000以内	44,000以内	44,000以内
			自宅外通学	22,500以内	22,500以内	22,500以内	50,000以内	50,000以内
		私立	自宅通学	32,000以内	32,000以内	32,000以内	52,000以内	52,000以内
			自宅外通学	35,000以内	35,000以内	35,000以内	59,000以内	59,000以内
	就学支度資金							
	高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学		国公立	自宅通学	75,000円以内（無利子貸付）			
				自宅外通学	85,000円以内（無利子貸付）			
			私立	自宅通学	410,000円以内（無利子貸付）			
				自宅外通学	420,000円以内（無利子貸付）			
貸付相談時期	貸付についての相談は進路を検討される時期（9月）から受付ます。早めに府保健所福祉室に御相談ください。							
申請書類	申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類等							
貸付開始	貸付決定し、借用書等の提出後							
連帯保証人	必要							
併給	独立行政法人日本学生支援機構奨励金及び生活福祉資金（修学資金）、高校生等修学支援事業との併給不可							
返済	卒業後6箇月の据置期間後							
申込み先 と問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）							
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） (TEL 075-414-4585)							
備考								

【高校生・高等専門学校生等のために】

よび名 (生活福祉資金貸付金 (修学資金))

事業名	生活福祉資金貸付事業																									
事業主体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会																									
趣旨・目的	低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を支援する。																									
貸与・支給	貸付																									
対象者	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）																									
貸与額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自 宅</th> <th>自 宅 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">修 学 費</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高 校</td> <td style="text-align: center;">国公立</td> <td style="text-align: center;">18,000円/月以内</td> <td style="text-align: center;">23,000円/月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私 立</td> <td style="text-align: center;">30,000円/月以内</td> <td style="text-align: center;">35,000円/月以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高 専</td> <td style="text-align: center;">国公立</td> <td style="text-align: center;">21,000円/月以内</td> <td style="text-align: center;">22,500円/月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私 立</td> <td style="text-align: center;">32,000円/月以内</td> <td style="text-align: center;">35,000円/月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就 学 支 度 費</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">学校種別等を問わず500,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 高校には専修学校高校課程を含む。 注2 修学費の貸与額は、1年生の月額</p>			自 宅		自 宅 外	修 学 費	高 校	国公立	18,000円/月以内	23,000円/月以内	私 立	30,000円/月以内	35,000円/月以内	高 専	国公立	21,000円/月以内	22,500円/月以内	私 立	32,000円/月以内	35,000円/月以内	就 学 支 度 費	学校種別等を問わず500,000円以内			
		自 宅		自 宅 外																						
修 学 費	高 校	国公立	18,000円/月以内	23,000円/月以内																						
		私 立	30,000円/月以内	35,000円/月以内																						
	高 専	国公立	21,000円/月以内	22,500円/月以内																						
		私 立	32,000円/月以内	35,000円/月以内																						
就 学 支 度 費	学校種別等を問わず500,000円以内																									
申請時期	修学費：随時 就学支度費：市区町村社会福祉協議会の申請書受付日が当該年の4月末日までのもの																									
申請書類	借入申込書、民生委員調査書、所得証明書、在学証明書、合格通知書の写し、必要経費見積書																									
支払時期	貸付決定し、借用書等の提出後（6か月分ずつ）																									
連帯保証人	原則1名以上（ただし、修学者が借受人で、生計中心者が連帯借受人になる場合は省略できる。）																									
併給	高校生等修学支援事業・独立行政法人日本学生支援機構等他の奨学金制度を優先し、その「つなぎ資金」として貸し付ける。ただし、高校生等修学支援事業等他の奨学金制度の貸付が受けられなかった場合は、継続して貸し付ける。																									
返済期間	卒業後6箇月以内の据置期間後、貸付期間の2倍以内の期間 就学支度費は卒業後6箇月以内の据置期間後、8年以内の期間																									
申込先	市区町村社会福祉協議会（民生委員）																									
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）																									
備考																										

【高校生等のために】

よび名 (高校生等修学支援事業 (修学金))

事業名	高校生等修学支援事業 (修学金)	
	高等学校等修学金貸与制度	修学支援特別融資利子補給制度
事業主体	京都府	
趣旨・目的	<p>勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学金の貸与等により、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資する。</p>	
貸与・支給	貸与 (無利子)	利子補給
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校、中等教育学校 (後期課程)、特別支援学校 (高等部)、高等専門学校、専修学校 (高等課程) の生徒 ○生活保護基準の1.5倍以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校、中等教育学校 (後期課程)、特別支援学校 (高等部)、専修学校 (高等課程) の生徒の保護者 ○左記基準を超える世帯の主たる生計維持者の年収が旧日本育英会所得基準以下
貸与額	国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内 ※自宅外は5,000円加算	【金融機関の融資限度額】 国公立 一括 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
申請時期	中学3年生予約 新入学生 (予約していない方) 随時受付 (申請日の翌月分から貸与)	9月～12月 (在学している) 4月～5月中旬 (学校へ申請) 5月～ ・府から融資申込資格認定証を交付 ・金融機関へ融資申込 翌年度6月 府へ利子補給申請
申請書類	申請書・所得に関する証明書	申請書・所得に関する証明書 (金融機関へ融資申込時に、府発) 行の融資申込資格認定証等必要)
支払時期	4月 (4月分～8月分) 9月 (9月分～12月分) 1月 (1月分～3月分)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関から融資 一括 入学年度の5月～ 分割 申請年度の5月～及び 次年度以降4月～ ・府から利子補給 申請年度の8月
連帯保証人	1名	連帯保証人は不要だが、保証 (手数) 料自己負担
返済期間	貸与終了後、20年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後20年以内)	最初の融資の翌月から最長7年以内 (3年以内の元金据置も可能)
併給	特別支援学校の就学奨励費、母子及び寡婦福祉資金修学資金等、国・府等が貸与又は支給する同種の奨学金との併給不可	
申込先	教育庁指導部高校教育課 (TEL 075-414-5856) 文化環境部文教課 (TEL 075-414-4518)	
備考		

【高校生等のために】

よび名 (高校生等修学支援事業 (修学支度金))

事業名	高校生等修学支援事業 (修学支度金)	
	高等学校等修学支度金貸与制度	修学支度金特別融資利子補給制度
事業主体	京都府	
趣旨・目的	<p>勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学支度金の貸与等により、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資する。</p>	
貸与・支給	貸与 (無利子)	利子補給
対象者	<p>○高等学校、中等教育学校 (後期課程)、特別支援学校 (高等部)、高等専門学校、専修学校 (高等課程) の生徒</p> <p>○高等学校等修学金貸与者で主たる生計維持者の年収150万円未満</p>	<p>○同左の保護者</p> <p>○同左の保護者で主たる生計維持者の年収150万円以上</p>
貸与額	<p>国公立 50,000円定額</p> <p>私立 250,000円定額</p>	<p>【融資額】</p> <p>同左</p>
申請時期	<p>中学3年生予約 新入学生 (予約していない方)</p>	<p>9月～12月 (在学している) 4月～5月中旬 (学校へ申請)</p> <p>4月～6月 ・府から融資申込資格認定証を交付 ・金融機関へ融資申込 翌年度6月 府へ利子補給申請</p>
申請書類	申請書	<p>申請書 (金融機関へ融資申込時に、府発行の融資申込資格認定証等必要)</p>
支払時期	4月下旬～6月中旬	<p>金融機関から融資 4月中旬～6月中旬</p> <p>府から利子補給 申請年度の8月</p>
連帯保証人	1名	連帯保証人は不要だが、保証 (手数) 料自己負担
返済期間	修学金貸与終了後7年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)	融資の翌月から7年以内 (3年以内の元金据置も可能)
併給	特別支援学校の就学奨励費、母子及び寡婦福祉資金就学支度資金等、国・府等が貸与又は支給する同種の奨学金との併給不可	
申込先	<p>教育庁指導部高校教育課 (TEL 075-414-5856)</p> <p>文化環境部文教課 (TEL 075-414-4518)</p>	
備考	平成20年度入学生に適用	

【高等専門学校生のために】

どくりつぎょうせいほうじんにほんがくせいしえんきこうしょうがくきん
よび名（独立行政法人日本学生支援機構奨学金）

事業名	第一種奨学金					
事業主体	独立行政法人日本学生支援機構					
趣旨・目的	優れた学生で経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与する。					
貸与・支給	貸 与（無利子）					
対象者	高等専門学校に在学する学生で、校長の推薦により採用された者					
貸与額	無利子貸与奨学金（第一種） 月額（単位：円）					
	入学年度	年次	国・公立		私 立	
			自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
	20	1	21,000	22,500	32,000	35,000
	19	2	21,000	22,500	32,000	35,000
	18	3	21,000	22,500	32,000	35,000
	17	4	45,000	51,000	53,000	60,000
	16	5	44,000	50,000	52,000	59,000
申請時期	予約採用：進学する前年の秋 在学採用：4月頃					
申請書類	確認書、所得証明書等					
支払時期	原則として毎月					
連帯保証人	1名（返還誓約書提出時は保証人を含めて2名。なお、保証料を支払うことで保証機関の保証を受けられる機関保証制度もあります。人的保証制度を利用するか、機関保証制度を利用するかは申込者の任意です。）					
返済期間	貸与総額により決定（20年以内）					
申込先	予約採用：在学している中学校 在学採用：在学している高等専門学校					
備考	問合せ先：在学している学校 参考：日本学生支援機構ホームページ http://www.jasso.go.jp/					